

会員規則

第1条（目的）

この規則は、湘南ふじさわシニアネット（以下 SFS）の普通会員（以下「会員」とは普通会員を云う）が SFS の運営および諸事業に対して有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

2. 賛助会員については別途定める。

第2条（会員の責務）

SFS の会員は、SFS の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、その活動を通じて地域社会の活性化と発展に貢献する。

2. 会員が顧客との契約にかかる事業活動に従事する場合には、契約内容を遵守しなければならない。

3. 会員は、SFS の活動によって取得・作成され、保管する、個人情報を含む情報資産の管理、保全のために「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ要綱」および「SFS として運用する Web サイトの開発、運用規程」を遵守しなければならない。

4. 会員は、事故・災害の未然防止と健康衛生の確保をしながら快適な活動を行うために「安全衛生規程」を遵守しなければならない。

5. 会員は、組織内の事業活動に支障を来すことが無き様、情報を互いに提供しあい共有することを原則とする。

第3条（役割）

会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 総会への出席
- (2) 事業活動への参加
- (3) 事務所当番

第4条（会員の範囲と会費納入の義務）

SFS の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規則第8条の会費を納入しなければならない。

第5条（入会）

会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

2. 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に SFS の定款・規則違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載がある場合
- (3) 特定非営利活動法人法に定められている事項にそぐわない場合

3. 入会日は、代表理事が入会申込を受理し、入会を承認した日とする。

第 6 条 (会員の資格)

会員の資格は、所定の手続きが完了し、初回の会費の納入が完了した時から生じるものとする。

第 7 条 (会員の権利)

会員は、SFS の WG/PJ、研究会、同好会等に参加することができる。

第 8 条 (年会費)

定款第 8 条による会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金：なし
- (2) 年会費：普通会員 18,000 円

2. 年会費は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの事業年度 1 カ年の会費をいう。

3. 会員は、毎年、翌年度の年会費を当年 12 月末までに納入するものとする。

4. 年度の中途に新たに入会した会員は、入会した月を含む 12 月末までの残余月数の 1 年間 12 ヶ月に対する月単位の割合を年会費に乘じた金額をもって当該年度の会費の額とし、入会時に納入する。この場合、金額に端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

5. 退会した会員の会費は、年度期中であってもこれを返還しない。

第 9 条 (規則の変更)

この規則は、定款第 52 条の規定により変更することができるものとする。

附則

この規則は、2011 年 1 月 1 日より実施する。

この規則は、2014 年 1 月 1 日より改訂実施する。

この規則は、2018年4月2日より改訂実施する。

この規則は、2021年8月26日より改訂実施する。

この規則は、2025年12月23日より改訂実施する。